記者発表

令和2年11月19日
岩手県道路メンテナンス会議

岩手県内の橋梁等の2019年度（令和元年度）点検結果をとりまとめ

～岩手の道路メンテナンス概要（2巡目第1弾）の公表～

2014年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2018年度に1巡目点検が完了し、2019年度から2巡目点検を実施しています。

今般、2巡目の初年度である2019年度の点検が完了したため、2019年度の点検結果、これまでの措置状況、道路メンテナンス会議の取り組み等を「岩手の道路メンテナンス概要」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

1. 2巡目点検初年度の点検は1巡目点検より進捗

- 2巡目点検の初年度となる2019年度の点検実施割合は、橋梁：17%、トンネル：17%、道路附属物等：26%を実施しており、1巡目初年度よりも進捗しています。
- 全道路管理者の2019年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の施設数は、橋梁：242橋、トンネル：21箇所、道路附属物等：48施設となっています。

2. 地方公共団体の修繕等措置の着手率が4割

- 1巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁で、2019年度末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：84%、高速道路会社：43%、地方公共団体：36%となっています。

3. 5年間で早期又は緊急に措置を講ずべき状態に変化した割合は4%

- 1巡目の2014年度点検で判定区分Ⅰ・Ⅱと診断された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度点検において、判定区分Ⅲ・Ⅳへ遷移した橋梁の割合は全道路管理者で4%となっています。

岩手県道路メンテナンス会議では、点検結果を踏まえ、各道路管理者と連携して計画的なメンテナンスを引き続き実施して参ります。

岩手の道路メンテナンス概要は、以下のWebページにてご覧いただけます。

http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/michi/douro_mente.html

＜　発表記者会：岩手県政記者クラブ、東北専門記者会　＞

＜問い合わせ先＞
岩手県道路メンテナンス会議事務局
国土交通省　東北地方整備局　岩手河川国道事務所
事業対策官　藤田（ふじた）　公典（きみのり）　TEL 019-624-3179（直通）〈内線208〉
保全対策官　小野寺（おのでら）　政和（まさかず）　TEL 019-624-3185（直通）〈内線530〉
岩手県　県土整備部　道路環境課
維持担当課長　藤島（ふじしま）　謙（けん）　TEL 019-629-5875（直通）

抜　粋

〔道路メンテナンス年報〕

岩手の道路メンテナンス概要
(案)



２０２０年 １１月

岩手県道路メンテナンス会議

まえがき

岩手県内の国道や高速道路、県道、市町村道の道路延長は約 33，400ｋｍにおよび、約 13，900 橋の橋梁、330 箇所のトンネル、約 610 施設の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、道路構造物の老朽化は急速に進んでいます。

例えば、建設後 50 年を経過した橋梁は、架設年次が不明な約 3，700 橋を除くと、2019 年 3 月末時点で約 2,400 橋で全体の 24%になりますが､20 年後には 75%の約 7,700 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

道路構造物の老朽化対策は喫緊の社会的な課題であることから､2014 年度から道路のメンテナンスサイクルの構築に向けて動き出しており、2018 年度までの 5 年間で、各道路管理者により 1 巡目の点検が実施されたところです。引き続き、2 巡目点検を計画的に進めるとともに、点検結果を踏まえた補修・修繕等を実施していきます。

「岩手県道路メンテナンス会議」は、道路インフラの予防保全・老朽化対策の体制強化を図るために 2014 年度に設立し、これまで道路施設の定期点検計画の策定、道路管理者を対象とした見学会・研修会の実施等に取り組んできたところです。

「岩手の道路メンテナンス概要」は、岩手県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組み実態をとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信していくものです。

岩手県道路メンテナンス会議　会長
（岩手河川国道事務所長）　平井　康幸

目　　次

１　道路構造物の現状 1
（１）道路構造物の管理者 1
（２）道路構造物の急速な老朽化 1
２　岩手の道路メンテナンス概要について 2
（１）概要 2
（２）橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について 2
３　橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果 3
（１）2019 年度（単年度）の点検結果（全道路管理者） 3
（２）2019 年度（単年度）の点検実施状況 4
（３）2019 年度点検実施施設における判定区分の遷移状況 7
４　1 巡目点検施設の修繕等措置の実施状況 10
（１）判定区分Ⅲ・Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況 10
（２）判定区分Ⅳの施設の措置状況 14
（３）修繕等措置の取り組み事例 15
（４）橋梁の損傷傾向 21
（５）個別施設計画の策定状況 23
５　道路メンテナンス会議の取り組み 25
６　資料編（東北と県全体の比較） 27
７　巻末資料 36

表紙写真：東北横断自動車　釜石～秋田線　田瀬橋（たせばし）

2 岩手の道路メンテナンス概要について

（1）概要

〇岩手県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「岩手の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。

〇橋梁・トンネル・道路附属物等※については、2014～2018 年度における 1 巡目点検（以降、1 巡目点検）が完了し、2019 年度より 2 巡目の点検に着手したところです。

〇今回は、下記についてとりまとめました。

➢2019 年度（単年度）における点検結果

➢2019 年度点検実施施設における判定区分の遷移状況

➢1 巡目点検施設の修繕等措置の実施状況（2019 年度末時点）

〇この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。
→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。
→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくことになります。

※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

（2）橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013 年の道路法改正等を受け、2014 年 7 月より 5 年に 1 回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の 4 段階に区分します。

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



写真２－１　橋梁点検状況



写真２－２　トンネル点検状況

３ 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

（１）2019 年度（単年度）の点検結果（全道路管理者）

全道路管理者の 2019 年度の点検実施率は、橋梁 17%、トンネル 17%、道路附属物等 26%です。

判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 43%、Ⅱ 47%、Ⅲ 10%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 2%、Ⅱ 53%、Ⅲ 45%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 20%、Ⅱ 48%、Ⅲ 33%、Ⅳ 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。（次頁以降も同様）

表３－１　2019 年度の点検実施率（全道路管理者）

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	2019 年度点検実施数	点検実施率※2
橋梁	13,871	13,687	2,323	17%　(9%)
トンネル	330	284	47	17%　(21%)
道路附属物等	609	561	147	26%　(15%)

※1：2020 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。　2020.3 末時点
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2014 年度における点検実施率。

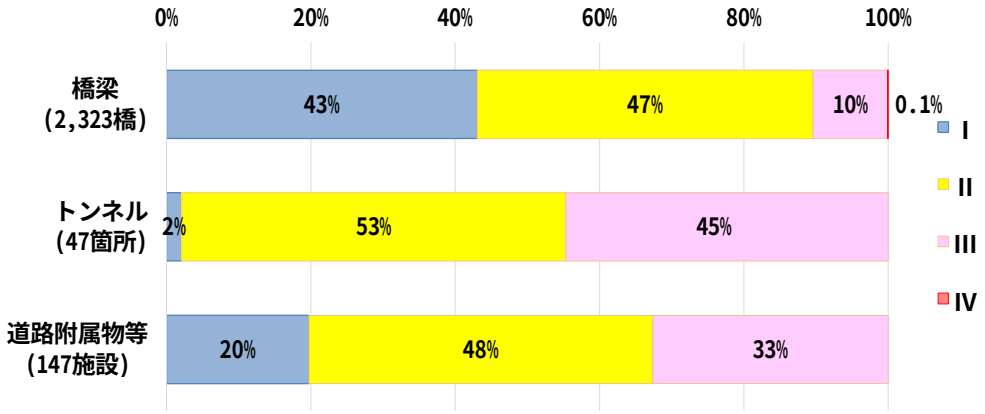

図３－１　2019 年度の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、2019 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－２　2019 年度の判定区分の割合（全道路管理者）

	2019 年度点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
橋梁	2,323	1,000	1,081	240	2
		43%	47%	10%	0.1%
トンネル	47	1	25	21	0
		2%	53%	45%	0%
道路附属物等	147	29	70	48	0
		20%	48%	33%	0%

2020.3 末時点

（3）2019 年度点検実施施設における判定区分の遷移状況

①橋梁

1 巡目の 2014 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2019 年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 4%です。

建設年数が 41 年以上となる橋梁では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

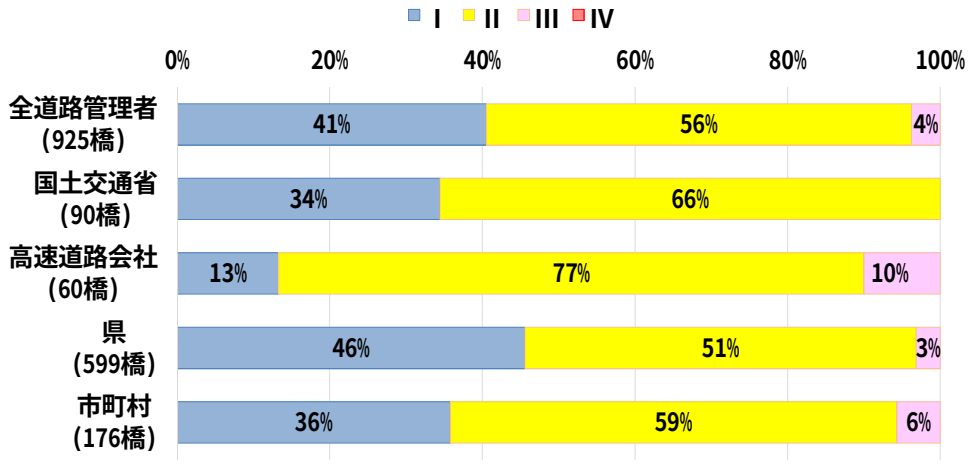

※（）内は、1 巡目（2014 年度）の結果が判定区分Ⅰまたは Ⅱ となった橋梁数の内、修繕等の措置を講じないまま 2019 年度に点検を実施した橋梁数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

図３－５　管理者別の判定区分の遷移状況

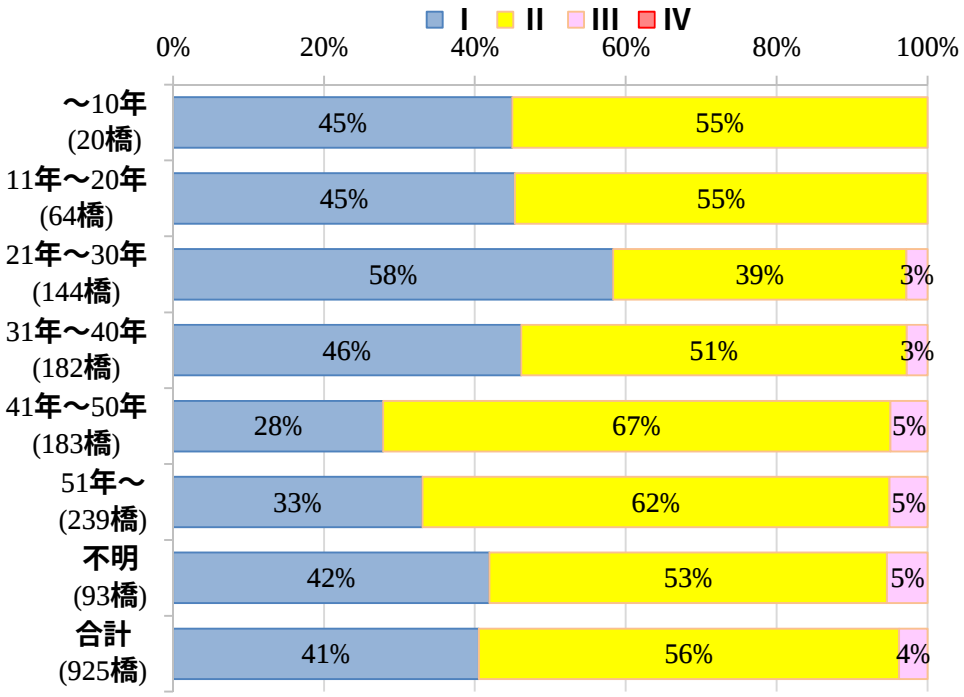

図３－６　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

①橋梁

○判定区分III、IVの修繕等措置※1の実施状況

1巡目点検で判定区分III又はIVと診断された橋梁で、2019年度末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省84%、高速道路会社43%、地方公共団体36%です。

表４－２　橋梁の判定区分III・IVの修繕等措置の実施状況

	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	措置に着工済の施設数 C (C/A)	措置完了済の施設数 D (D/A)	点検実施年度	:措置着手率 (B/A) :措置完了率 (D/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	79	66 (84%)	57 (72%)	46 (58%)	2014	100% 100%
					2015	56% 100%
					2016	58% 100%
					2017	44% 69%
					2018	27% 47%
高速道路会社	150	65 (43%)	15 (10%)	12 (8%)	2014	19% 100%
					2015	4% 25%
					2016	16% 52%
					2017	4% 63%
					2018	2% 4%
地方公共団体計	1,123	401 (36%)	225 (20%)	200 (18%)	2014	22% 35%
					2015	36% 56%
					2016	20% 41%
					2017	8% 24%
					2018	2% 15%
県	233	78 (33%)	49 (21%)	38 (16%)	2014	22% 39%
					2015	16% 38%
					2016	21% 40%
					2017	3% 19%
					2018	5% 9%
市町村	890	323 (36%)	176 (20%)	162 (18%)	2014	21% 31%
					2015	42% 62%
					2016	20% 41%
					2017	9% 25%
					2018	2% 16%
合計	1,352	532 (39%)	297 (22%)	258 (19%)		19% 39%

2020.3末時点

措置着手率 :措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）
措置完了率 :措置が完了した割合（D/A）

※1：監視を除く
※2：1巡目点検における判定区分III、IVの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数